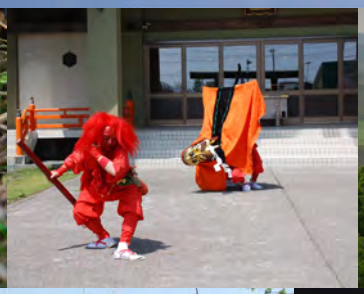

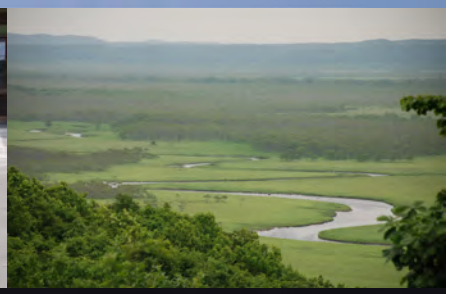

釧路市の文化財

釧路市教育委員会
令和８年１月

文化財とは？

文化財は、一般的に「文化的財産」「文化遺産」と言われています。形のあるものないものを問わず、歴史上、技術上、学術上、高い価値があるもの、希少動植物、そして市民の生活の営みなどを理解するために欠くことのできないものを言います。

また、歴史ある建造物や美術工芸品に限らず、生活道具や仕事道具、行事、芸能なども含まれます。

釧路市の国・道・市指定文化財一覧

分類			区分	名称	指定年月日
有形文化財	美術	彫刻	道指定	円空作観音像	昭和52年3月11日
		古文書	市指定	佐野家文書	昭和50年12月12日
				市河文書	昭和51年12月9日
		考古資料	市指定	星兜（残欠）	昭和50年12月12日
		歴史資料	市指定	永久保秀二郎日誌	昭和50年12月12日
				釧路新聞	昭和50年12月12日
				鳥取村本籍簿	昭和50年12月12日
	建造物		国登録	旧五十嵐家住宅事務所兼主屋	令和2年8月17日
				本行寺本堂	令和7年3月13日
				本行寺旧納骨堂	令和7年3月13日
民俗文化財	重要無形民俗文化財		国指定	アイヌ古式舞踊	昭和59年1月21日
	無形民俗文化財		道指定	釧路鳥取きりん獅子舞	令和2年5月19日
			市指定	紀ノ丘神楽	昭和61年10月5日
記念物	史跡		国指定	釧路川流域チャシ跡群（モシリヤチャシ跡）（ハルトルチャランケチャシ跡）	平成27年4月17日
				春採台地竪穴群	昭和10年12月24日
				東釧路貝塚	昭和45年7月22日
				北斗遺跡	昭和52年7月14日
			市指定	三津浦古谷遺跡	昭和50年12月12日
	特別天然記念物		国指定	阿寒湖のマリモ	昭和27年3月29日
				タンチョウ	昭和27年3月29日
	天然記念物		国指定	春採湖ヒブナ生息地	昭和12年12月21日
				釧路湿原	昭和42年7月6日
				クマゲラ	昭和40年5月12日
				オジロワシ	昭和45年1月23日
				オオワシ	昭和45年1月23日
				エゾシマフクロウ	昭和46年5月19日
			市指定	キタサンショウウオ	昭和50年12月12日
				砂岩脈（サンド・ストーン・ダイク）	昭和50年12月12日
				谷地坊主（ヤチボウズ）	昭和50年12月12日

文化財の体系

文化財

有形文化財
建造物
美術工芸品 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料

- 指定 → 重要なもの：**重要文化財** → 指定 → 特に価値の高いもの：**国宝**
- 登録 → 保存と活用が特に必要なもの：**登録有形文化財**

無形文化財
演劇、音楽、工芸技術等

- 指定 → 重要なもの：**重要無形文化財**
- 登録 → 保存と活用が特に必要なもの：**登録無形文化財**
- 選択 → 特に必要のあるもの：**記録作成等の措置を講ずべき無形文化財**

民俗文化財
有形の民俗文化財
無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
無形の民俗文化財
衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

- 指定 → 特に重要なもの：**重要有形民俗文化財**、**重要無形民俗文化財**
- 登録 → 保存と活用が特に必要なもの：**登録有形民俗文化財**、**登録無形民俗文化財**
- 選択 → 特に必要のあるもの：**記録作成等の措置を講ずべき無形文化財**

記念物
史跡 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
名勝地 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
動物、植物、地質鉱物

- 指定 → 重要なもの：**史跡** → 指定 → 特に重要なもの：**特別史跡**
- 指定 → **名勝** → 指定 → **特別名勝**
- 指定 → **天然記念物** → 指定 → **特別天然記念物**
- 登録 → 保存と活用が特に必要なもの：**登録記念物**

文化的景観
地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地
棚田・里山・用水路等

- 都道府県又は市町村の届出に基づき選定 → 特に重要なもの：**重要文化的景観**

伝統的建造物群
周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建物群
宿場町、城下町、農漁村等

- 市町村が決定 → **伝統的建造物群保存地区** → 選定 → 特に価値の高いもの：**重要伝統的建造物群保存地区**

埋蔵文化財
土地に埋蔵されている文化財

埋蔵文化財とは「文化財のうち土地に埋もれている状態にあるもの」の総称であって、上記の文化財の種類を指す言葉ではない。上記の有形文化財、有形の民俗文化財、史跡に指定されるべきものが、土地に埋もれている状態を指している。

文化財の保存技術
文化財の保存に必要な材料や用具の生産・制作、修理・修復の技術等

- 選定 → 保存の措置を講ずる必要があるもの：**選定保存技術**

文化財 CULTURAL PROPERTY

釧路市の文化財

円空作観音像

道指定
有形文化財―美術工芸品

えんくうさくかんのんぞう

木質を活かした鉈彫り
（台座を含めて高さ 43cm）

厳島神社に伝わる仏像で、僧・円空（1632～1695年）が蝦夷地（北海道）に渡って彫ったこの仏像は、礼文華峠（現在の虻田郡）の洞窟にあった５体のうちの１体で、台座のうしろに「くすり乃たけごんげん」の銘があります。５体の仏像にあてたそれぞれの山岳に訪ねることが難しいので、この洞窟に背銘像をそろえたと言われています。洞窟に残る仏像を釧路に移したのは、当時の幕吏松田伝十郎で、背銘にある山々へ置きたいとのことから、寛政11年（1799年）に有珠善光寺（現在の伊達市）、樽前神社（現在の苫小牧市）、そして釧路市厳島神社へと３体の仏像を移しました。残り２体のうちの１体は洞窟から運ばれておらず、もう１体はどこにあるか不明です。

佐野家文書

市指定
有形文化財―美術工芸品

さのけもんじょ

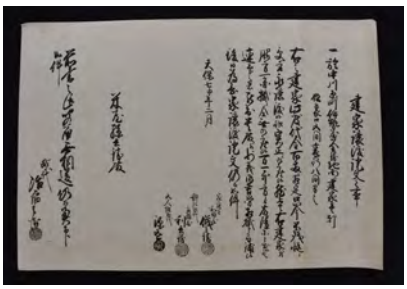

クスリ（現在の釧路）場所請負人であった佐野家に伝わる、江戸時代末期から明治初期にかけての証文、荷送り状、書簡など、103点の文書です。

佐野家は越後（現在の新潟県）出身で、松前に出店した廻船商人でした。幕府直営であった太平洋岸の漁業経営を請負商人に任せたことにより、佐野家がクスリ場所の請負人となりましたが、明治９年（1876年）の漁場持制度の廃止により経営が中止になりました。その間の経営の一部を示すものです。

釧路新聞

市指定
有形文化財―美術工芸品

くしろしんぶん

明治35年（1902年）に白石義郎氏が釧路新聞（第二次）を創刊しました。北海道新聞に継承される昭和17年（1942年）まで発行された新聞が、まとまって保存されている貴重な歴史的資料です。現在は、マイクロフィルム化とデジタル化をして保存されており、釧路市中央図書館で専用の機械とパソコンで閲覧することができます。

図書館ホームページで見出しを閲覧できます

永久保秀二郎日誌

市指定
有形文化財―美術工芸品

ながくぼしゅうじろうにっし

明治24年（1891年）、釧路聖公会により「春採アイヌ学校（後の春採尋常小学校）」が設立され、主任教師ルーシー・ペイン女史の求めにより、当時函館で教員をしていた永久保秀二郎氏（1849～1924年）が赴任しました。学校での授業の他、アイヌ集落に行き入学を勧めたり、手作りの教科書を子どもたちに与えたりなど、とても熱心な教育活動を行ない、退職後も教え子たちと交流を深めました。

釧路に移住してから亡くなる直前までの33年間に及ぶこの日誌は、毎日欠かさず和紙に毛筆で書かれており、当時の春採集落の様子を知ることができる唯一の歴史的資料です。現在はデジタル化して保存されており、釧路市中央図書館ホームページよりだれでも閲覧できます。

星兜（残欠）

市指定
有形文化財―美術工芸品

ほしかぶと（ざんけつ）

昭和43年（1968年）、緑ヶ岡の道路工事中に発見されました。

平安時代末期の兜の破片です。14枚または16枚の縦長の薄い鉄の板を張り合わせて作られており、縦１列に８個の「星」と呼ばれる突起がついています。交易などによって釧路地方へ持ち込まれたものと考えられていますが、これと同じ型式のものは、国内でも破片を含めて十数例しか確認されていない、とても貴重なものです。星兜は釧路市立博物館で展示しています。

市河文書

市指定
有形文化財―美術工芸品

いちかわもんじょ

信濃の地頭職であった市河家が、北海道へ移住したときに携行した文書のうちの１点です。

釧路鳥取きりん獅子舞

道指定
民俗文化財―無形民俗文化財

くしろとっとりきりんししまい

明治 17、18 年（1884、85 年）に鳥取県から現在の釧路市鳥取地区に移住した鳥取県士族の子孫が、昭和 15 年（1940 年）に故郷の鳥取県因幡地方に伝わる麒麟獅子舞を鳥取神社に奉納したことが始まりの民俗芸能です。鳥取県因幡地方の獅子舞の伝承地は同因幡地方と兵庫県但馬地方のほか、北海道の釧路市と利尻町のみで、中でも鳥取きりん獅子舞は、これまで途絶えずに伝承されており、鳥取地区の開拓の歴史的特色を示すものとして特に重要です。

紀ノ丘神楽

市指定
民俗文化財―無形民俗文化財

きのおかかぐら

明治 42 年（1909 年）、福島県相馬市から旧阿寒町に移住した佐藤亥之助氏が伝承を始めましたが、戦時中の中断から後継者が無く、その灯は消えてしまいました。昭和 50 年頃、亥之助氏の孫など若者 12 名が中心となり「紀ノ丘神楽保存会」を結成し、翌年はメンバーのうち５名が福島県相馬市へ行き、手ほどきを受けました。しかしその後、平成８年頃から活動が低迷し、後継者が不在の中、現在は活動を休止しています。

アイヌ古式舞踊

国指定
民俗文化財―重要無形民俗文化財

あいぬこしきぶよう

写真提供　北海道アイヌ協会

春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会の舞踊

阿寒アイヌ民族文化保存会の舞踊

アイヌ民族に伝承される民俗芸能は、祖先が生活や信仰の中から生み出した独自のもので、アイヌ文化の推移を物語る貴重な文化遺産です。アイヌ古式舞踊は、北海道一円に居住しているアイヌの人々によって伝承されている芸能で、祭祀の祝宴や様々な行事で踊られるアイヌ独自の信仰に根ざしている歌舞です。昔からの様式を留めているものが数多くあり、その内容は、祭祀的性格の強い「剣の舞」「弓の舞」のような儀式舞踊や「鶴の舞」「バッタの舞」のような模擬舞踊、そして「色男の舞」などの即興性を加味した舞踊があります。これらは、いずれも歌と踊り（輪舞）を基本として構成されています。

旧五十嵐家住宅事務所兼主屋

きゅういがらしけじゅうたくじむしょけんおもや

国指定
有形文化財―建造物

昭和 25 年頃、釧路市で工務店を営んでいた五十嵐一雄氏が自宅兼事務所として建築した木造２階建て、建築面積 120 m² の住宅です。
玄関脇の事務所は防寒対策のため二重窓になっており、西側には機能的な造付の設備を備えた台所が家の中央に配置されています。こうした先駆的な試みが戦後間もない寒冷地対応住宅の好例として評価されました。

本行寺本堂

国指定
有形文化財―建造物

ほんぎょうじほんどう

本行寺本堂は大正 14 年（1925 年）に建設された木造平屋一部２階建て、一部地階付き、建築面積 841m² の浄土真宗寺院の本堂です。和風を基調とし、外壁は目地を切って石造風、外部の木鼻彫刻など精緻な左官技術を示す良質な近代和風の建築です。国の登録基準である「建設後 50 年を経過し、造形の規範となっているもの」として、国登録有形文化財に登録となりました。

本行寺旧納骨堂

国指定
有形文化財―建造物

ほんぎょうじきゅうのうこつどう

本行寺旧納骨堂は昭和６年（1931 年）に建設された木造平屋建て、建築面積 88 m² の建物です。重厚な外観が本堂とともに境内景観をつくるとして、国の登録基準「建設後 50 年を経過し、歴史的景観に寄与しているもの」として、本堂と同時に登録となりました。

文化財は私たちの祖先から続く長い歴史の中で生まれ、育まれてきました。
昔の暮らしぶりや生活の知恵、地域の自然や風土などを知るための
大切な手がかりであり、私たちをとりまく自然や文化、これまでの
歴史を正しく理解するために欠かせない重要な財産です。
この文化財紹介パネルは、釧路市にある、主に国･道･市から指定をうけた
文化財を中心に記載していますが、私たちの周りには
たとえ指定されていなくても貴重な文化的財産がたくさんあります。
文化財に対する理解を深め上手に活用しながら文化の振興につなげること、
そして私たちの誇りとして次の世代に伝えていくことがとても大切です。

釧路川流域チャシ跡群

国指定
記念物―史跡

くしろがわりゅういきちゃしあとぐん

チャシは、アイヌ語で柵または柵囲いを意味します。古語では高い山の上に割木の柵をめぐらせたもののように表現されており、転じて砦と考えられてきました。しかし、その役割は発掘調査の結果から祭祀場や資源の監視施設なども想定され、地域や時期によって異なっていたようです。

チャシ跡は、海や川・湿原などに面した丘に壕を掘り区画したもので、地表から窪みとして見ることができる竪穴群と同様に北海道独特の遺跡景観です。

釧路川筋では湖沼部も含め、約 40 か所のチャシ跡が確認されています。本史跡は、これらの保存・活用を一体で図ることを目的に、昭和 10 年(1935 年)に指定を受けていた釧路市の鶴ヶ岱チャランケ砦跡（ハルトルチャランケチャシ跡）・モシリヤ砦跡（モシリヤチャシ跡）に釧路町、標茶町、弟子屈町に所在する 9 か所のチャシ跡を新たに指定し、平成 27 年（2015 年）統合・名称変更したものです。

1. ウランコウシチャシ跡（弟子屈町屈斜路国有林内）
2. クッチャロシペ第 1 チャシ跡
   クッチャロシペ第 2 チャシ跡
   （弟子屈町屈斜路国有林内）
3. プイラクニチャシ跡（弟子屈町プイラクニ）
4. マタコタンチャシ跡（標茶町オソツベツ）
5. シラルトロ第 1 チャシ跡
   シラルトロ第 2 チャシ跡
   （標茶町コッタロ原野）
6. タプコプチャシ跡（釧路町達古武）
7. テンネル第 1 チャシ跡（釧路町中央）
8. モシリヤチャシ跡（釧路市城山）
   ハルトルチャランケチャシ跡
   （釧路市鶴ヶ岱）

ハルトルチャランケチャシ跡

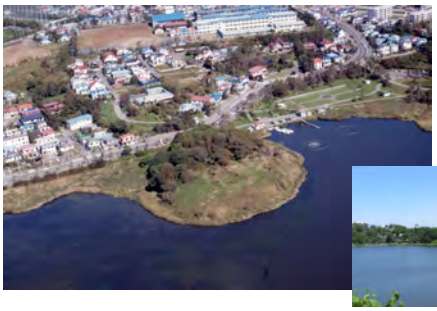

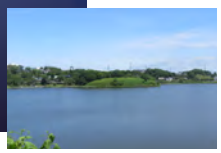

標高 12m、春採湖北岸から半島状に延びた台地に作られたチャシです。2 条の壕（幅 3 m深さ 1 m）が、東西 30m、南北 15mの範囲にめぐらされています。アイヌの人々の伝承によるとこの場所はトーモシリ（湖の中島）やイキタラウシ（笹がたくさん生えている場所）と呼ばれ、トーコロカムイ（湖の神様）の遊び場と伝えられています。

チャランケとはアイヌ語で「話し合い」という意味ですが、これは後世の人がつけたものであり本来の呼び名はわかっていません。このチャシは、大正 5 年（1916 年）に旧制釧路中学校校長の阿部與作さんによって発見されました。

モシリヤチャシ跡

標高 18m、釧路川左岸の段丘から延びた台地に作られたチャシです。1 条の壕で区画されており、チャシを見る方向によっては、形がお供え餅に似ていることから、古くから「お供え山」と呼ばれ親しまれています。モシリヤとは、アイヌ語で「川の中島の向こうの丘」という意味ですが、サルシナイ（葦の生えている沢）またはポロ（大きい）チャシとも呼ばれていたようです。

このチャシは、和人が記録した日誌類から宝暦年間（1751 ～ 1764 年）に実在したとみられるトミカラアイノという人物によって造られ、その後も一族が 1 世紀にわたり利用していたことが知られており、チャシに関わったアイヌの人々の系譜を知ることのできる道内でも数少ない遺跡です。

春採台地竪穴群

国指定
記念物―史跡

はるとりだいちたてあなぐん

かつて春採湖の周りの台地には、200 軒以上の竪穴が確認されていました。このうち湖の北側一帯が国史跡に指定されており、現在では 31 軒が地表面からくぼ地として見ることができます。これらは擦文時代の隅丸方形の竪穴で、一辺が 4 ～ 7mあります。史跡に隣接する釧路教育研究センター用地内では、竪穴住居跡 3 軒が調査されており、擦文時代後半の時期（12 ～ 13 世紀）であることがわかっています。

東釧路貝塚

国指定
記念物―史跡

ひがしくしろかいづか

釧路川左岸の台地上（標高約 15m）にある東釧路貝塚は、古くから発掘調査が行なわれてきた遺跡です。1960 年以降の澤 四郎らの調査では、貝塚や竪穴住居跡、墓などがみつかっています。この遺跡から出土した土器は、その特徴から東釧路Ⅰ～Ⅴ式に分類され、縄文早期から前期の歴史のものさしとなっています。

この遺跡の貝塚は、主に縄文時代前期（6～5千年前）につくられ、東西 120m、南北 90mの範囲に、大小合わせて 11 のブロックに分布しています。貝層の厚さは1m前後で、内容はアサリが多く全体の7～9割を占めるほか、ホタテやカキ、オオノガイなどと一緒に、暖海性のアカガイやシオフキも確認されています。また、トドやアシカなどの海獣類をはじめ、魚類や鳥類の骨も見つかっています。イルカの頭骨を放射状に配列したり、ベンガラ（赤い顔料）を散布した屈葬の人骨、埋葬されたイヌなども見つかっていることから、縄文人の精神性をうかがうことができるとともに、貝塚が単なるゴミ捨て場ではなかったことを知ることができます。

三津浦古谷遺跡

市指定
記念物―史跡

みつうらふるやいせき

三津浦古谷遺跡は東西を沢で囲まれた平らな土地にあり、海岸台地における特徴的な竪穴の立地がみられる集落跡です。

縄文時代中期、続縄文･擦文時代とみられる竪穴 35 軒が 5 地点に分かれて分布しています。

竪穴には方形のもの 23 軒、円形のもの 11 軒のほか、長軸で15mを超える八角形のものが 1 軒あります。

春採湖ヒブナ生息地

国指定
記念物―天然記念物

はるとりこひぶなせいそくち

春採湖のヒブナは、他の地域に生息するヒブナに比べて、大型で色彩が鮮やかな緋色（明るい赤色）をしています。生まれて1年目は黒い色をしていますが、2年目からは徐々に赤くなり、その後オレンジ色から白色に変化します。

春採湖は市街地にあって、面積 36.1ha、周囲 4.7km の細長い湖です。昭和後期～平成初期に水質汚濁がありましたが、現在は年々改善されています。またヒブナの産卵場所である水草を荒らす特定外来生物ウチダザリガニの影響が懸念されていることもあり、駆除のため毎年捕獲を行なっています。

砂岩脈（サンド・ストーン・ダイク）

市指定
記念物―天然記念物

さがんみゃく

石炭が生成された古第三紀（約 3,800 万年前）に、亀裂が生じて上から砂が入って固まったもので「春採太郎」の愛称で親しまれています。

このような砂岩脈は、釧路では知人岬から厚岸湾までの海岸に、大小 100 本以上あります。それらの岩脈の厚さは一般に 10cm 以下で、1 m を超えるものはほとんど見られません。しかしこの春採太郎は、幅約 4 m、陸地と海底を合わせた延長が数 km、上下方向 300m に及び、その規模はまさに日本一です。

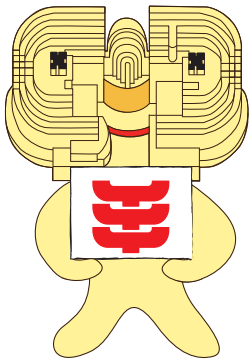

阿寒湖のマリモ

国指定
記念物―特別天然記念物

あかんこのまりも

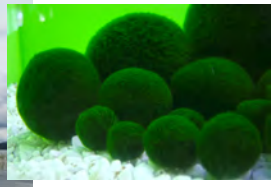

写真提供　マリモ研究室

淡水緑藻の一種で、長さ3～4 cm の枝わかれしたいくつもの糸状の藻体が集合し、球状の塊を作ります。光合成をする藻類でありながら、湖の結氷による長期の日照不足に耐えられる特性に加え、球状集合を浅瀬に留めたまま揺り動かす波の発生など、特殊な湖の環境がマリモの生育に複雑に関係しています。球状マリモが育つ湖は世界でも少なく、火山噴火による生育環境消滅などにより、現在球状集合が生育するのは阿寒湖だけです。

阿寒湖でも土砂流入、湖水汚濁、盗採などによって、マリモやその群生地が減少してしまいました。現在は、森林の保全や下水道整備などの対策とともに、マリモの保護手法を確立するために、様々な調査･研究が進められています。

タンチョウ

国指定
記念物―特別天然記念物

たんちょう

優雅なその姿は、古来より「瑞鳥」（めでたいことが起きる前兆の鳥）として親しまれてきました。体高約 1.5～1.6m体重約8 kg、翼を広げた長さは約 2.4m、シンボルでもある赤い頭部は名前の由来にもなっています。

昭和 27 年（1952 年）の調査ではわずか 33 羽しか確認できませんでしたが、冬期間の給餌など熱心な保護活動により、現在は約 2,000 羽のタンチョウが生息しています。

釧路湿原

国指定
記念物―天然記念物

くしろしつげん

釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村に 24,890ha の広さにまたがる国内最大の湿原です。タンチョウやキタサンショウウオをはじめ、170 種を超える鳥類や希少動植物が生息・生育しており、豊かな自然生態系が維持されています。

昭和 42 年（1967 年）に宮島岬、キラコタン岬の先端を含む中央部 5,011.5ha が国の天然記念物に指定されました（指定区域は釧路町、標茶町、鶴居村）。また、我が国初のラムサール条約登録湿地であり、昭和 62 年（1987 年）に国立公園に指定されています。

北斗遺跡

国指定
記念物―史跡

ほくといせき

釧路湿原を望む台地（標高 10～ 15m）に、東西 2.5km、南北 0.5km の範囲で、334 軒の竪穴住居跡が確認されています。多くは隅丸方形の竪穴で擦文時代のものですが、円形や楕円形の縄文・続縄文時代のものもあります。遺跡からは、旧石器時代の終わり頃の石器や、擦文時代の炭化した編糸・編物・組紐・織物などの繊維製品、アサ・キビ・オオムギ・小豆なども発見されており、釧路湿原西縁で１万年以上にわたって暮らしていた人々の足跡をたどることができます。北斗遺跡から出土した遺物は、史跡北斗遺跡展示館で見学することができ、展示館から徒歩約 15 分の場所には、屋外に擦文時代の復元住居もあります。釧路市湿原展望台までの園路が整備されており、自然を楽しみながら森を散策することができます。

写真提供　照井滋晴氏

クマゲラ

国指定
記念物―天然記念物

くまげら

日本最大のキツツキです。全長は約 46cm、主に北海道に生息していますが、青森・秋田・岩手県の一部でも見られます。阿寒湖周辺の原生林は、北海道有数のクマゲラ生息地としても知られています。

オジロワシ

国指定
記念物―天然記念物

おじろわし

北海道内で 700～ 1,000 羽が越冬しており、約 170 のつがいが繁殖していると言われています。また、阿寒湖や釧路湿原に数か所の営巣地があります。オスが全長約 80cm、メスが全長約 90cm、翼を広げた大きさは 2mほどにもなります。

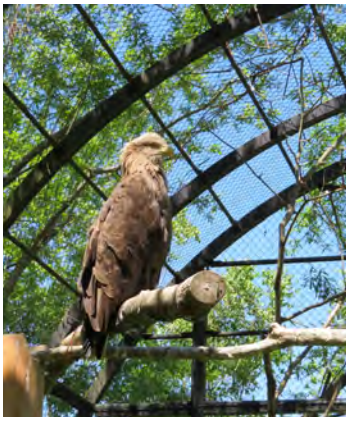

オオワシ

国指定
記念物―天然記念物

おおわし

オスが全長約 90cm、メスが約 100cm、翼を広げると 2～ 2.5mほどにもなる大きな鳥です。世界で約 4,600～ 5,100 羽が生息しています。日本では、約 1,400～ 1,900 羽が越冬していると言われており、冬の道東でその優雅な姿を多く見ることができます。

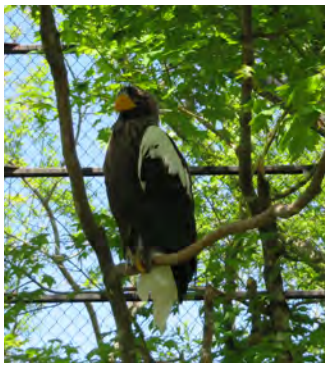

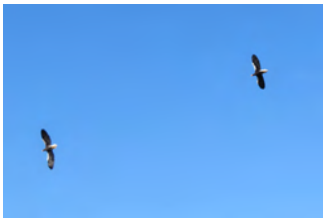

エゾシマフクロウ

国指定
記念物―天然記念物

えぞしまふくろう

全長約 70cm、世界で最も大きなフクロウです。北海道では、東部を中心にわずか 200 羽ほどが生息しています。川沿いの森の大きな木の洞に巣を作ります。釧路市動物園では、平成７年（1995 年）に世界で初めて飼育下での繁殖に成功しました。

キタサンショウウオ

市指定
記念物―天然記念物

きたさんしょううお

昭和 29 年（1954 年）、釧路市北斗付近にあった平戸前小学校6年生の児童たちによって発見されました。
体長 11cm ほどで、体の色は黒っぽく、背中にオリーブ色の模様、前･後足ともに4本指という特徴があります。
キタサンショウウオは、ユーラシア大陸に広く生息していますが、日本では釧路湿原や北方四島の国後島、十勝地方の上士幌町など限られた場所でしか見つかっていません。氷河期の遺存種として、学術的価値の高い動物です。

写真提供　照井滋晴氏

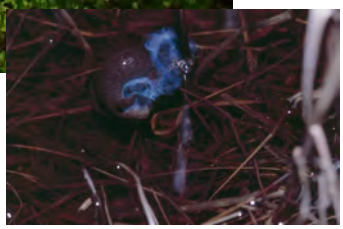

卵のうは光を当てると青白く光ります

谷地坊主（ヤチボウズ）

市指定
記念物―天然記念物

やちぼうず

カブスゲなどの株状に生育するスゲ類が、湿地や周辺の丘陵地の谷などで高く成長したものです。密集して生える根茎が上へ上へと成長することと、冬に土壌が凍って株ごと盛り上がり、春先に株の根元の土壌が雪どけ水などでえぐられるといったことが繰り返され、数十年で高さ 40 ～ 50cm に成長します。
株の上に別の植物の色々な花が咲いたり、アリが巣を作ったり、キタサンショウウオが冬眠場所にするなど、多くの動植物が生息・生育しています。
釧路市は、丹頂鶴自然公園内の群落を天然記念物に指定しています。

春先に花が咲きます

土の中の宝物、埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことをいいます。
具体的には、貝塚やチャシなどの遺構や、遺跡から出土した土器や石器などの遺物（考古資料）のことです。
これらの埋蔵文化財がある土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、釧路市では 137 か所が確認されています。発見された遺跡や遺物で重要なものは、指定文化財になっています。

写真提供

北海道アイヌ協会
照井滋晴（NPO 法人環境把握推進ネットワーク PEG）
マリモ研究室（釧路市教育委員会阿寒教育事務所）
釧路市動物園
釧路市中央図書館
釧路市阿寒観光振興課

撮影協力

本行寺
旧五十嵐家住宅保存の会
釧路 鳥取きりん獅子保存会

文化財
CULTURAL PROPERTY

釧路市の文化財〈令和 8 年 1 月版〉

編集　釧路市立博物館（釧路市教育委員会生涯学習部）

発行　釧路市立博物館
〒085-0822 北海道釧路市春湖台 1-7
電話 0154-41-5809
museum@city.kushiro.lg.jp
https://www.city.kushiro.lg.jp/museum/

2026 年（令和 8 年）1 月 30 日　初版発行

文化財について学べる施設

釧路市立博物館

くしろしりつはくぶつかん

春湖台 1-7
0154-41-5809

実物資料やジオラマ・映像で、釧路の自然・歴史・産業・アイヌ文化について学べます。

釧路市埋蔵文化財調査センター

くしろしまいぞうぶんかざいちょうさせんたー

春湖台 1-7
0154-41-5809

博物館に併設しており、釧路市で出土した土器・石器等をたくさん所蔵・展示しています。

史跡北斗遺跡展示館

しせきほくといせきてんじかん

北斗 6-7
0154-56-2677

北斗遺跡で出土した実物資料のほか、復元住居、遺構全体の模型を展示しています。

釧路市動物園

くしろしどうぶつえん

阿寒町下仁々志別 11
0154-56-2121

エゾシマフクロウ等の希少動物のほか、キリンやアムールトラ等たくさんの動物たちをみられます。

釧路市丹頂鶴自然公園

くしろたんちょうづるしぜんこうえん

鶴丘 112
0154-56-2219

一年を通して美しいタンチョウの姿をみられます。

阿寒国際ツルセンター グルス

あかんこくさいつるせんたー ぐるす

阿寒町上阿寒 23 線 40
0154-66-4011

タンチョウの生態や習性を詳しく学べます。

釧路市中央図書館

くしろしちゅうおうとしょかん

北大通 10-2
0154-64-1740

図書資料の貸し出し・閲覧のほか、館内に併設された文学館で、さまざまな郷土資料を見られます。

釧路市湿原展望台

くしろししつげんてんぼうだい

北斗 6-11
0154-56-2424

雄大な釧路湿原を一望できます。遊歩道があり、北斗遺跡にも歩いて行けます。

阿寒湖アイヌシアター イコロ

あかんこあいぬしあたー いころ

阿寒町阿寒湖温泉 4-7-84
0154-67-2727

阿寒湖のほとりアイヌコタンに位置し、アイヌ古式舞踊等の公演をしています。

阿寒湖畔ビジターセンター（マリモ研究室）

あかんこはんびじたーせんたー（まりもけんきゅうしつ）

阿寒町阿寒湖畔 1-1-1
0154-67-4660

阿寒湖のマリモの調査研究や教育普及活動をしています。

休館日・入館料などは各施設のホームページ等でご確認ください。